

## 社外役員の独立性の判断に関する基準

HENNGE 株式会社（以下、「当社」という）は、当社における社外取締役が会社法第 2 条 15 号で定める社外取締役であること、また、当社における社外監査役が会社法第 2 条 16 号で定める社外監査役であることを前提とし、当社における社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者を含む）がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものと判断する。

なお、社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

- 1 当社または当社子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者※1 または過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- 2 当社の主要な株主※2 またはその業務執行者
- 3 当社グループが主要な株主となっている会社の業務執行者
- 4 当社グループを主要な取引先とする者※3 またはその業務執行者
- 5 当社グループの主要な取引先※4 またはその業務執行者
- 6 当社グループの主要な借入先※5 またはその業務執行者
- 7 当社グループから一定額を超える出資を受けている者※6
- 8 当社グループから一定額を超える寄付を受けている者※7
- 9 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 10 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等※8
- 11 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社またはその子会社の業務執行者
- 12 過去 3 年間に於いて、上記 2 から 11 までのいずれかに該当していた者
- 13 上記 1 から 12 までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族
- 14 現在独立社外取締役の地位にあり、再任された場合の通算在任期間が 8 年を超える者
- 15 上記各項のほか、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

※1 業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

※2 主要な株主とは、総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者

をいう。

※3 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高2%を超える者をいう。

※4 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

※5 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

※6 当社グループから一定額を超える出資を受けている者とは、直近事業年度末における当社グループの当該出資先（ファンドを含む）への出資額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいい、当該出資先の業務執行者を含む。

※7 当社グループから一定額を超える寄付を受けている者とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の総費用の30%を超える団体に所属する者をいう。

※8 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える財産を得ている者をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。